

第28回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月10日（月）午前9時00分から午前10時12分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 18名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	12	寺田 勝典	委員	8	山崎 容子
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	9	勝井 麻有美
委員	1	藤井 利徳	委員	10	奥村 淳子
委員	2	福永 克哉	委員	11	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	15	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	16	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	17	山川 芳範

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席12番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員
議席 5番 中本 芳美 委員
議席 6番 福野 憲二 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第126号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第127号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第128号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第129号 農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

6) 報告事項

- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長	小西 征義
局長補佐	西田 輝彰
係長	吉澤 真子
係長	澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員および、遅参の届出、早退の届出は、ございません。よって、ただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席5番中本芳美委員と議席6番福野憲二委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

議長 それでは、議事に入ります。

最初に、**議案第126号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。

はじめに、3条調書、整理番号55について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号55番について説明します。

調書は3ページ、参考図は1ページから2ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の売買について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、令和7年9月総会にて3条許可により農地取得された方で、前回申請時には当該農地の位置が明確でなかったことから、任意に申請を取り下げられていました。今回、公図の配置、地元関係者の証言、土地家屋調査士による調査の結果から、改めて位置確定をされ、前回同様に3条取得を希望されたもので、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号55については、議席6番福野委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番福野です。3条調書、整理番号55番について説明します。10月8日に現地確認および申請者から申請理由を聞き取りました。譲渡人は、高齢で後継者もいないことから、農地の所有権移転について、規模拡大を計画していた譲受人に相談したところ、双方合意により、譲り渡すことになりました。一方、譲受人は、農地の所有権移転後、地元の農事組合法人に加入し、今後も農地

を維持管理されます。畠は家庭菜園として利用し、引き続き管理される予定です。譲渡人の耕作可能な所有農地は9筆あり、9月10日の農業委員会総会にて8筆が許可されました。手続きの都合上、1筆を今回の総会に申請されました。今後も農地を維持管理されることから、農地利用最適化の推進に支障がないと認められます。以上のことから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 続いて、区域番号9伴推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号9番伴です。事務局および福野農業委員の説明の通りです。譲受人は若い方で、富山県の森の大学校での農業経験もあり、農業に大変意欲がある方で、農地利用最適化の推進には支障はありません。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号55について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号55については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号56について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号56番について説明します。

参考図は3ページから4ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、当該農地でこれまでからも耕作をしており、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号56については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。3条調書、整理番号56番について、事務局の説明の通りです。当申請地は、譲受人が以前から水稻を栽培されており、今後も引き続き栽培されるとのことです。所有者が変更するだけで、農地の管理方法等に変更はないため、今回の申請について、農地利用の最適化に支障はないと考えています。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 続いて、区域番号23番清水推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号23番清水です。事務局および緩利農業委員の説明のとおりです。当申請地は、譲受人の父親名義の田に隣接しており、私の知る限りでは40年以上、2反の田で水稻を栽培されてきました。今後も継続して水稻を栽培するため取得されるものであります。以上のことから、農地利用最適化の推進に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号56について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号56については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号57について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号57番について説明します。

参考図は5ページから6ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は住居および付随する農地についての土地整理、いわゆる財産処分を進めており、継続して農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を検討している譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、居宅を含めて取得されるもので、申請

地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号57については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番奥村です。3条調書、整理番号57番について、事務局の説明の通りです。10月2日、廣岡推進委員と土地家屋調査士の3名で現地確認を行いました。譲受人は、畑と隣接する家の購入に伴い譲り受けられました。以前より農地の規模拡大をされ、耕作しておられますので、農地利用の最適化の推進に問題はないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 続いて、区域番号26廣岡推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号26番廣岡です。事務局および奥村農業委員の説明の通りで、補足説明はありません。なお、譲受人は、以前農地を譲り受けられた実績もあり、農地利用の最適化に支障はないと考えられるため、許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号57について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号57については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号58について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号58番について説明します。

参考図は7ページから8ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。先代からの約束により、双方合意

の元で譲受人が譲渡人の土地を耕作されてきたものの、譲渡人が高齢になり、将来を見据えた中で、現状に合わせて土地整理するために今回申請されました。譲受人は、当該申請地近くにも畠地管理をしている自己所有地があり、距離がほど近い当該地で、野菜の栽培を行う予定です。なお、現況に背丈ほどの草木が生い茂っていたことから、担当委員の現地確認において、まずは保全管理を優先し、適切に農地管理されるよう指導した旨が記載された意見書が添付されています。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号58については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番奥村です。3条調書、整理番号58番について、事務局の説明の通りですが、申請に至るまでの経緯を説明します。10月2日、安田推進委員と私が譲受人から当該農地の説明を受け、翌日の10月3日に現地確認を行いました。譲渡人と譲受人の先代の口約束による譲渡であったため、名義変更等手続きをしないまま今日に至り、今回の申請となりました。加えて、甲賀市が進める地域主導型森林境界明確化の取り組みの中で、当該農地も対象となっており、10月26日にその確認作業が行われ、境界も明確化されております。当該地は実家の裏手にあり、普段は母親が当該地の隣で耕作をされています。現在は、全面に草が生えている状態ではありますが、今後は保全管理をお願いし、農地が荒れることのないよう管理をお約束いただきましたので、当案件については問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号27安田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号27番安田です。事務局および奥村農業委員の説明の通りです。10月2日、奥村農業委員と私が譲受人に当該農地の説明を受けました。翌日の10月3日、奥村農業委員と現地確認を行いました。今回の申請は、譲受人と譲渡人の双方の口約束のみで手続きができておりませんでした。また、境界の明確化も実施されました。当該地は畠ですが草が生い茂っており、今後はしっかり保全管理されるとお約束されましたので、当案件については問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号58について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号58については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号59について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号59番について説明します。
調書は4ページ、参考図は9ページから10ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地及び白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、空き家バンクを通じて農地の取得を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、取得予定の建屋を拠点に、距離がほど近い当該申請地にて、野菜及び果樹の栽培を行う予定です。農作業歴はないものの、農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、親族の応援を受けながら身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号59については、議席17番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番山川です。3条調書、整理番号59番について、説明します。
10月10日に、杉田推進委員、改良組合長と現地確認し、代理人から申請理由について説明を受けました。詳細は事務局の説明のとおりです。現在、当該地は不耕作となっており、建物に住めるようになってから少しづつ耕作を始めるということです。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 続いて、区域番号38杉田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号38番杉田です。当該地は、居宅とあわせて取得され、畑としての利用も十分目が行き届くことが考えられます。当該地での畑としての利用は、ここ20年ほどありませんが、毎年必ず譲渡人が草刈をしており、現在は草が生い茂っておりますが、今のところ大きな問題なく、畑としての再開は容易いと思われ

ます。ただ、家庭菜園にしては面積が広いので、作付けの内容や耕作者の意欲にもよりますが、地元の改良組合長からも協力や指導を得ながら、畠として十分活用されることが期待され、今後農地が荒れるような心配はないと考えます。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号59について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号59については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号60について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号60番について説明します。

参考図は11ページから12ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、譲渡人の親族にあたり、農地取得の相談があったところ、自身の居宅からほど近いこともあり、これを快諾されたもので、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、親族の応援を受けながら、身の丈にあった耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号60については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。3条調書、整理番号60について説明します。事務局からの説明のとおり、双方は親戚関係であり、高齢のため農地を譲り渡される

ことに話がまとまりました。今後も耕作されるとのことですので、農地利用最適化の推進に支障はないと考えますので、よろしくお願ひします。

議長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号40番福山です。3条調書、整理番号60番について、補足説明します。事務局および黄瀬農業委員の説明のとおりです。現地確認時の聞き取りでは、譲受人の農地を親族が耕作できないため譲り受けられた農地を譲渡人が高齢のため元の所有者に返されることになりました。住居のすぐ裏の当該地を現地確認したところ、息子も農業に意欲があるということでした。現地は、昨年は耕作しておられませんでしたが、保全管理されており、家庭菜園等をする意思をお持ちの方ですので、地域農業に関しても問題はないと考えられます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号60について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号60については、許可することに決定いたします。議案第126号については、以上であります。

議長 続きまして、**議案第127号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。

議長 4条調書、整理番号7について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号7番について説明します。

調書は5ページ、参考図は13ページ、14ページ、土地利用計画図は15ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。申請地を資材置場にするための申請です。計画によると、申請地は土地造成されてから長らく、資材置場として利用がなされており、この度現状に合わせて土地整理をするために申請があつ

たものです。新たな造成工事はなく、切土盛土も発生しないため、土砂流出は見込まれません。雨水排水については、自然地下浸透であるものの、池の水路で縁切りされており、また周辺農地は不耕作地であり、これまでから影響がなかったことからも、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議長 4条調書、整理番号7については、議席6番福野委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番福野です。4条調書、整理番号7番について、説明します。9月11日に現地確認と申請者から申請理由について聞き取りしました。申請地は、約50年前に近隣のゴルフ場造成の際に残土が搬入され、資材置き場としてそのまま利用されたとのことです。造成後時間が経過しておりますが、土砂などの流出もなく、追加工事の予定もないため、集落が進める農地利用の最適化の推進には支障がないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号10保井推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号10番保井です。事務局および福野農業委員のご説明のとおりです。9月11日、農業委員および申請者が80歳とご高齢で病気のため、妻と3人で現地確認しました。以前は資材置き場として申請されずに使用されていましたが、後継者の息子に引き継がれるため、この度申請されました。申請地は山間にあり、片方が市道に面し、なおかつ、ため池、荒地とゴルフ場の資材置き場に隣接しております。なお、以前は資材置き場として利用されていた関係で、三方が2メートル近い塀で囲まれております。この度整地され、資材置き場として新たに利用されます。以上のことから、農地利用適正化の推進に支障がないと考えられます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、4条調書、整理番号7について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号7については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、4条調書、整理番号8について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号8番について説明します。

参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画図は18ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。申請地を庭にするための申請です。計画によると、申請地は自宅の庭先通路および宅地乗り入れのための駐車場として、土地造成されてから長らく一体利用がなされており、この度現状に合わせて土地整理をするために申請があったものです。新たな造成工事はなく、切土盛土も発生しないため、土砂流出は見込まれません。雨水排水については、自然地下浸透であるものの、周囲は自己所有地であり、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議長 4条調書、整理番号8については、議席16番鍋家委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番鍋家です。4条調書、整理番号8番について、説明します。事務局の説明のとおりです。9月14日に平子推進委員と現地確認を行い、申請者代理人から申請理由について聞き取りました。申請者は、当該農地を相続し、地目は田ですが、現状が駐車場や進入路になっているため、現状に合わせて申請されました。顛末案件ですが、周辺には影響がないと判断しましたので、ご審議いただきますようお願いします。

議長 続いて、区域番号14平子推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号14番平子です。事務局および鍋家農業委員の説明のとおりです。補足説明はありません。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、4条調書、整理番号8について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手多数】

議 長 挙手多数でございます。
よって、整理番号8については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、4条調書、整理番号9について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号9番について説明します。
参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。申請地を庭にするための申請です。計画によると、申請地は自宅に隣接する庭及び庭を支える擁壁などの構造物として、長らく利用がなされており、この度現状に合わせて土地整理をするために申請があつたものです。新たな造成工事はなく、切土盛土も発生しないため、土砂流出は見込まれません。また雨水排水については、自然地下浸透であるものの、周囲には農地がないことからも、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 4条調書、整理番号9については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。4条調書、整理番号9番について、事務局の説明のとおりです。顛末案件ですが、この度現状に即して申請されるとのことです。現地確認したところ、農地利用最適化の推進に支障はないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号40番福山です。4条調書、整理番号9について、事務局および黄瀬農業委員からの説明のとおりです。申請者、黄瀬農業委員と私の3名が、現地確認し、農業組合員等の話から農地利用最適化に支障はないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、4条調書、整理番号9について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号9については、許可することに決定いたします。

議案第127号については、以上であります。

議長 続きまして、**議案第128号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。

議長 5条調書、整理番号26について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号26番について説明します。

調書は8ページ、参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域の第2種農地です。申請内容は、倉庫建設を目的とする、農地の売買です。計画によると、土木、上下水道の他、電気設備業を営む譲受人において、事業多角化を検討する中で、コメの輸入をし、これを保管するための低温倉庫が必要になったところ、輸配送の関係で、幹線道路にほど近く、まとまった一段の敷地が必要となり、転用申請をされたものです。なお、申請地は第2種農地ですが、平坦でかつ、大型車両が旋回し待機できるだけの、適切な広さが確保できる箇所で土地選定を行われており、当地のほかに適当な代替地が見つからなかったことから選定はやむを得ないと考えられます。倉庫関連設備にかかる農地は4,779平方メートルです。この計画区域に、高さ9.25メートルで、建築面積980平方メートルの倉庫棟を建築されます。建蔽率は16.6パーセントです。造成工事については、盛土及び切土により敷地内の浸透枠に向けて地盤勾配をつけて整備されます。また、土砂が流出しないように、端部にはコンクリート構造物を設置されます。雨水排水は、敷地の北側半分と南側半分に流域を分けて、それぞれ地下に雨水貯留施設を設置し、浸透処理される見込みであり、周囲は自己所有地の他、市道、宅地に囲まれていることからも、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

今回、農地転用に際し、道路管理者とも協議がなされています。また、敷地内に存する里道についても、関係課協議の上、用途廃止手続きがなされ、事業者に払下げされる見込みであることを確認しております。さらに、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の融資証明で確認をしています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満た

していると判断しました。なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。事務局の説明は以上です。

議長 5条調書、整理番号26については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。5条調書、整理番号26番について、事務局の説明のとおりです。7月24日、藤井推進委員と申請者代理人の3名で、転用計画を聞き取りました。申請地は、数年前までは茶畠として利用されていましたが、譲渡人に後継者がなく、譲受人と話がまとまりました。周辺農地に被害はなく、許可相当と判断しました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 続いて、区域番号19藤井推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。当案件については、現地確認のうえ、転用による周辺農地への影響はないため、特に意見はありません。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号26について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号26については、許可することに決定いたします。

なお、この案件は、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。

また、許可については、都市計画法第29条について別途手続き中であり、転用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。

議長 続きまして、5条調書、整理番号27について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号27番について説明します。

参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画図は27ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。申請内容は、事務所・資材置場を目的とする農地の売買です。計画によると、譲受人は板金工事、外壁工事等を行う事業者であり、現在自宅近くに事務所を、今回申請地の北側に加工工場を所有しています。今回、現在の加工工場に隣接した農地であり、職員の移動や作業など業務効率化を図るうえで、最適の土地であり、当該地で事務室・休憩室を1棟と関連する駐車スペース、また資材置場スペースを確保されるものです。特段の造成工事はなく、建築作業時に行う整地作業により地盤を敷き均しされる程度のため、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は自然地下浸透処理であるものの、地盤が畑地であり、敷地対面は道路で縁切りされていることからも転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議長 5条調書、整理番号27については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。5条調書、整理番号27番について、事務局の説明のとおりです。9月12日、藤井推進委員と申請者の立ち会いのもと、現地確認を行いました。譲受人は地元で仕事をされており、今回取得される農地の前が作業用倉庫です。事務所と資材置き場として利用され、周辺農地に被害はないと考えることから、転用に問題はなく許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号19藤井推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。当案件については、現地確認のうえ、転用による周辺農地への影響はないため、特に意見はありません。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号27について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号27については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号28について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号28番について説明します。

参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画図は28ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。申請内容は、資材置場を目的とする農地の売買です。計画によると、譲受人は機械製造販売などを扱う事業者であり、事業拡大に伴い取り扱う資材の保管場所に苦慮されていたところ、本社に近く利便性のよい当該地を適地として選定されたもので、当該地でコンテナを4基と配置のための車両転回スペースを確保されるものです。特段の造成工事はなく、茶畠伐根後、鋤取りし整地される程度であるため、土砂流出は見込まれません。また、表層は碎石仕上げであることから、雨水排水は自然地下浸透処理であるものの、地盤が畑地であり、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号28については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。5条調書、整理番号28番について、事務局の説明の通りです。9月29日、申請者立ち会いのもと、藤井推進委員と3人で現地確認を行いました。周辺農地に被害はなく、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号19藤井推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。当案件については、現地確認のうえ、転用による周辺農地への影響はないため、特に意見はありません。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質

問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号28について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号28については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号29について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号29番について説明します。

調書は9ページ、参考図は29ページ、30ページ、土地利用計画図は31ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。申請内容は、系統用蓄電池設備を目的とする農地の売買です。計画によると、電気工事の設計、再生可能エネルギーの事業を営む譲受人において、送電線から蓄電池設備に余剰となる電力の貯蔵を行い、不足時に供給することで電力の安定供給が可能となる仕組み、いわゆる系統用蓄電池設備を設置し事業利用されるものです。申請地は第2種農地ですが、近傍の送電線網との距離、コンテナ配置に必要な面積が確保できる箇所が他にないためやむを得ないと考えます。コンテナおよびパワコンはそれぞれ4基設置されるもので、必要な管理用作業、離隔スペースを含めて配置されます。造成工事としては、全体的に切土盛土により整備されるほか、北側の国道が高いことからスロープを構築されます。なお、周囲はL型擁壁などの構造物により、土砂流出防止を図られます。雨水排水は敷地内に排水溝を設け、集水後に自然地下浸透処理とされますが、この点、開発部局との排水協議がなされており、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号29については、議席11番奥村委員、説明をお願いしま

す。

担当農委 議席番号 11 番奥村です。事務局の説明の通りです。9月27日、申請者代理人と中邨推進委員の3名で現地確認を行いました。申請地は国道1号線沿いであります。周りに民家はなく、またほとんどの茶畠は荒れています。また、東側の茶畠は耕作されていますが、道を挟むことから影響はありませんので、転用に問題はないとの判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 続いて、区域番号 20 中邨推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号 20 中邨です。事務局と奥村農業委員の説明の通りです。申請地の東側のみ茶園がありますが、建物の構造や高さ等を考えても、日照時間等から栽培への影響はないと考えます。当該申請地は土地改良事業には該当しないため、農地利用最適化の推進に支障はありません。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号 29 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号 29 については、許可することに決定いたします。

また、許可については、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の協定の締結と同時許可となります。

議長 続きまして、5条調書、整理番号 30 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 30 番について説明します。

参考図は 32 ページ、33 ページ、土地利用計画図は 34 ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。申請内容は、角馬場の設置を目的とする農地の賃貸借です。計画によると、譲受人は乗馬クラブを経営する事業者であり、近年、若馬の初期調教や馬の準備運動、騎乗訓練を行う上で必要な馬場の環境整備が求められていたところ、厩舎に近く利便性のよい当該地を適地

として選定されたもので、当該地で角馬場とその関連する通路を整備されるものです。造成工事は、一部の切土を含め、谷となっている地形を全体的に盛土により整備されますが、法面は安定勾配施工とし、端部の処理を行うことで、土砂流出防止を図られます。雨水排水は、区域内に設ける水路を通じて集水し、東側の道路側溝に接続し放流されるほか、周辺隣接地は長らく農地利用がなされておらず、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号30については、議席2番福永委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番福永です。5条調書、整理番号30番について、事務局の説明の通りです。10日4日に、設計会社から詳細な説明を受け、現場確認を行いました。馬事公苑内の馬場と周辺道路の整備がメインとなっており、工事中、工事后も排水や土砂流出に対しては、対策をしっかりとるということで、問題はないと考えております。周辺には農地もなく、影響はないと考えております。また、駐車場については、一体利用での顛末書も提出いただいております。当案件については、問題ないと考えます。ご協議の方、よろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号32利田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。当案件については、現地確認のうえ、転用による周辺農地への影響はないため、特に意見はありません。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号30について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

- 議長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号30については、許可することに決定いたします。
- なお、許可については、都市計画法第29条について別途手続き中であり、転用許可は、都市計画法の許可と同日付けとなります。
- 議案第128号については、以上であります。
- 議長　　続きまして、議案第129号「農用地利用集積等促進計画の（案）にかかる意見について」を議題といたします。
- 議長　　それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局　　議案第129号について説明します。
農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。
11ページから13ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。
農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）と権利設定をする農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借および使用貸借の設定面積は、合計11万15平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、14ページの参考資料のとおりです。次に、15ページの農用地利用集積等促進計画の案「機構から受け手」をご覧ください。こちらは、すでに権利設定を受けている者について、耕作者の変更があったもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃借権の設定面積は、合計4,073平方メートルです。同様に、権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、16ページの参考資料のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議長　　ただ今、事務局より説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員　　【質問等なしの声】
- 議長　　ご意見もないようですので、議案第129号について採決いたします。
「農用地利用等集積促進計画の案」に関して「意見なし」として意見を付すことに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第129号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたします。

議 長 議案第129号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。

調書は17ページから18ページ、参考図は35ページから40ページまでです。

市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第4条の届出が0件、農地法第5条の届出が6件であり、住宅、資材置場等を目的とするものです。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 ご質問等はありませんか。

議 長 報告案件は以上です。

これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。

「事務局報告事項」について、順次、事務局からお願ひします。

事 務 局

- ・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
- ・青年等就農計画認定審査結果
- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集日程
- ・経過と予定

議 長 報告事項は以上です。

議 長 ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。